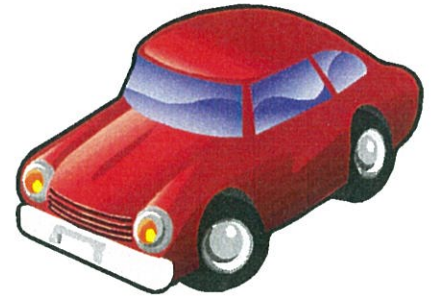


代官山アドレス・ディセ 月極駐車場

- ・ 機械式
- ・ 地下1・2・3階
- ・ 24時間利用可能



		Aタイプ	Bタイプ
サイズ	全長	5,000mm	5,000mm
	全幅	1,850mm	1,800mm
	全高	1,550mm (一部1,700mm)	1,550mm
	最低地上高	130mm	130mm
	最大荷重	1,900kg	1,700kg
月額賃料 (税別)		45,000円	40,000円
保証金		45,000円	40,000円

<お問合せ先>

代官山アドレス・ディセ店舗管理室

TEL : 03-3461-5586

駐車場使用契約書

駐車場賃貸借契約書

..... (以下「甲」という。) と、株式会社 エイム クリエイト (以下「乙」という。) とは、東京都渋谷区代官山町17番所在の代官山アドレスに設置された駐車場に、甲の所有する自動車(以下「登録自動車」という。)を駐車するため次のとおり賃貸借契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(登録自動車)

第1条 甲が駐車できる区画及び登録自動車の表示は次のとおりとする。

指 定 区 画

車 名

車両登録番号

車両所有者名

車両使用者名

2 甲は、登録自動車を変更しようとする場合、事前に乙にその旨を申し入れ、乙の承認を得なければならない。車体検査、修理等のため、一時他の車を駐車させる場合も同様とする。

(契約期間)

第2条 契約期間は、平成.....年.....月.....日から平成.....年.....月.....日までとする。ただし、契約期間満了日の1ヶ月前までに契約当事者双方より解約の申し出がなく、かつ当該使用者が使用資格を有する限り、さらに1年本契約を更新するものとし、その後も同様とする。

(駐車場使用料)

第3条 甲は、駐車場使用料(以下「使用料」という。)として、毎月次のとおり乙に支払うものとする。

- | | |
|--------|--|
| 一 使用料 | 月額.....円也とし、1ヶ月未満の駐車場使用料については日割計算をせず、1ヶ月分の駐車場使用料とする。 |
| 二 消費税 | 使用料の8%とする。(ただし、消費税法による税率が変更した場合は、変更税率とする。) |
| 三 支払期日 | 毎月月末(当日が金融期間休業日に当たる場合は前営業日)までに翌月分を支払うものとする。 |
| 四 支払方法 | 甲は、乙の指定する方法にて支払うものとするが、銀行振込による場合は、振込手数料は甲の負担とする。 |
| 五 支払場所 | 乙の指定する場所とする。 |

(保証金)

第4条 甲は、使用料債務を保証するため、使用料1ヶ月相当金額.....円也を保証金として乙に預け入れるものとする。

- 第5条の規定により使用料の変更が行われた場合、甲は改定前の使用料と改定後の使用料の差額に相当する金額を保証金として、乙に追加預託するものとする。
- 保証金については利息を付さないものとする。
- 甲は、保証金の返還請求権を第三者に譲渡または負担に供することができないものとする。

(使用料の変更)

第5条 乙は、施設の改善または一般物価の変動などにより使用料が不相応になったときは、契約期間中といえども使用料を変更することができる。

(甲の賠償義務)

第6条 甲またはその家族、運転手、同乗者、その他甲に関係するものが故意または過失により、本駐車場若しくはその施設または本駐車場内に駐車中の他の自動車若しくは付属品に損害を与えたときは、甲が自己の責任と負担においてその損害を相手方に対し賠償しなければならない。

(駐車場タグカード等の取り扱い)

第7条 乙は、甲に対し、代官山アドレス駐車場の入退館に必要な備品について、次のとおり貸与するものとする。

- 一 タグカード No.....1 本
- 二 機械操作キー No.....2 本
- 三 ノンタッチキー No.....1 本

2 甲は、乙から貸与された備品を紛失、または毀損したときは、直ちに乙に連絡し、備品の再交付を請求するものとする。

3 前項の場合、新たな備品の製作などにかかる諸費用は、甲の負担とする。
(タグカード1枚6,000円、機械操作キー1本1,500円、ノンタッチキー1個3,000円/各税別)

4 甲は、備品を自己の負担において保管し、本契約終了の際に備品を乙に返還するものとする。

(車庫証明の発行)

第8条 乙は、甲の要望があったとき、甲に対し、本駐車場に関する「自動車保管場所使用承諾証明書」の発行業務を行うものとする。

(乙の免責)

第9条 天変地変、盗難などの事故により発生した損害、その他の乙の責に帰すべからざる事由により甲の自動車、その他の物件に損害が生じても、乙は一切その責を負わないものとする。

(権利の譲渡の禁止)

第10条 甲は、理由の如何にかかわらず、本契約上の甲の権利を第三者に譲渡してはならない。

(禁止行為)

第11条 甲は、次の行為をしてはならない。

- 一 本契約の目的以外に屋内駐車場を利用すること
- 二 必要以上にエンジンを高回転させたり、警笛を鳴らしたり、騒音を発生させたりすること
- 三 危険物を持ち込むこと
- 四 指定車両以外の他の物品(車の修理器具、スペアタイヤ、ガソリン缶等)を置くこと
- 五 屋内駐車場及び車路等にカーポートその他の工作、構築を行うこと
- 六 駐車区画に諸規格を超える車両を駐車させること
- 七 共用水栓を使用すること

(駐車場使用規則)

第12条 甲は、駐車場の使用にあたり、代官山アドレス管理組合が規定した「屋内駐車場の運営に関する規則」及び諸関係法令を遵守し、なおかつ、乙または乙の使用人の指示に従うものとする。

(期間内解約)

第13条 本契約期間中といえども、甲または乙の書面による1ヶ月前の予告をもって本契約の解約を相手方に申し入れることができる。この場合、予告期間の満了と同時に本契約は終了する。

甲はこの予告期間にかえ、1ヶ月分の使用料相当額を乙に支払い、即時解約することができるものとする。
1ヶ月未満の駐車場使用料については日割計算をせず、1ヶ月分の駐車場使用料とする。

(契約の解除)

第14条 甲が次の各号の一に該当する場合は、乙は甲に対して、催促なしに、直ちに本契約を解除することができる。

- 一 使用料を所定日までに支払わなかったとき。

二 その他本契約の各条項に違反したとき。

- 2 前項第一号の支払遅延が使用料の3ヶ月分を超えた場合には、本契約は当然解除され、終了するものとする。
- 3 本条第1及び2項により本契約が終了した場合には、乙は、甲に対する催告なしに、保証金をもって甲の債務に充当でき、第7条に記載するタグカード等を使用不可とする処置をとることができるものとする。また、延滞使用料及び使用料相当損害金の遅延損害金については、年18.25%の割合とする。

(契約の終了)

- 第15条 本契約の解除または解約により契約が終了した場合は、甲は無条件にて甲の所有する自動車を直ちに当該駐車場から搬出し、当該駐車場を明け渡さなければならない。なお、甲が自動車の搬出を履行しないときは、乙はこれを撤去し、その費用を甲に請求できるものとする。
- 2 乙は、保証金から甲が乙に対して負う一切の債務額を控除のうえ、甲が前項に基づいて当該駐車場の明け渡しを完了した後、1ヶ月以内に第4条第1項に定める保証金を甲に返還するものとする。

(規定外事項)

- 第16条 本契約に定めのない事項並びに契約条項の解釈に疑義を生じたときは、甲・乙誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

上記契約成立の証として、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各自1通ずつ保有する。

平成.....年.....月.....日

保証金返還口座番号

甲 住 所

ふりがな

氏 名

印

電 話 番 号

乙 東京都中野区中野3丁目34番28号
株式会社 エイムクリエイツ
代表取締役 猪野 明

印

機械式駐車設備高さ制限に関する覚書

..... (以下「甲」という。)と株式会社エムクリエイツ (以下「乙」という。)とは、甲乙間にて平成 年 月 日付で契約した屋内駐車場使用契約 (以下「契約」という。)に基づく機械式駐車設備の使用に関し、次のように覚書を締結する。

第1条 甲が契約に基づき使用する駐車区画 (以下「対象駐車区画」という。)は、以下の通りであることを確認する。

地下1階 (Cゾーン) 区画番号 :

第2条 対象駐車区画については、屋内駐車場の運営に関する規則第2条第2項の収容可能車寸法を以下の通り変更する。

変更前 : 全高 1,550mm

変更後 : 全高 1,700mm

第3条 甲は、対象駐車区画の使用に関し、次の各号に掲げる事項を予め了解し、遵守するものとする。

- 一 機械式駐車設備は、収容可能車寸法が異なる駐車区画が混在しており、誤って対象駐車区画以外の区画に駐車した場合、駐車車両及び駐車設備の破損に繋がる可能性があること。そのため、車両を入庫させる際は、入庫しようとしている区画が対象駐車区画であることを十分確認し、他の駐車区画には絶対に入庫しないこと。
- 二 対象区画の収容可能車寸法及び重量と駐車車両の寸法及び重量とを確認し、この制限を超える寸法の車両を入庫しないこと。

第4条 甲は、前項の規定に違反することにより、乙又は他の駐車場利用者に損害を与えた場合には、故意過失の如何に関わらずその損害の一切を賠償するものとする。

第5条 この覚書、屋内駐車場の運営に関する規則及び屋内駐車場使用契約書に定めのない事項については、甲乙双方誠意をもって協議の上、処理するものとする。

本覚書を証する為、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各一通を補完差得るものとする。

.....年.....月.....日

甲 住 所

氏 名

印

電話番号

乙 東京都中野区中野3丁目34番28号
株式会社 エムクリエイツ
代表取締役 猪野 明